

第六十八回
会

参議院社会労働委員会会議録第十六号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)
午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村 英男君
理事 鹿島 俊雄君
高田 浩運君
大橋 和孝君
小平 芳平君

委員

石本 茂君
上田 稔君
川野辺 静君
高橋文五郎君
橋本 繁蔵君
山下 春江君
須原 昭二君
田中寿美子君
藤原 道子君
柏原 ヤス君
高山 恒雄君
小笠原貞子君

国務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 滝沢 正君
厚生省援護局長 中村 一成君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員

総理府恩給局恩給問題審議室長 海老原義彦君
大蔵大臣官房審議官 植松 守雄君

本日の会議に付した案件
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原道子君 私は、過日も御質問いたしましたし、すでに同僚委員からも御質問がございましたが、さらに、納得のいかない点等について、少し御質問したいと思います。

まず最初に、佐藤総理のことばではございますが、沖繩が返れば戦争犠牲者の面でも戦後は終わったと言われておりますけれども、戦争犠牲者の問題については、戦後二十七年を経過した今日もなお、未処理の問題をかかえております。沖繩は復帰しても、その沖繩にも問題がある。さらに戦後は終わっていないと思ひます。

そこで、未処理の問題はいつまでに完了し、戦後処理に終止符を打つことができるでしょうか、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃいますように、まだ、戦争の傷あとと申しますか、そういったような問題が残っております。御承知のように、遺骨の収集、あるいは生存者の帰還の問題、また援護法において処理すべきものもまだ漏れてくるものもあるというように、なるべく早くこれを終結するようにしたいと努力をいたしておりますわけですが、まだいまいたところ、国交の回復していない地域もありますし、また、国

交の回復している地域でも、ことに遺骨の収集等につきましては、まだ不十分な点がたくさんございますので、横井庄一さんの帰還の機会にも非常に声が高くなつてまいりましたし、閣議においても総理から指示を受けておりますので、これらの促進のしかたについていま検討中でございます。一日も早く処理を終わりたいと、かように考えております。

○藤原道子君 私は、遺骨の収集等についていまやられておる状況をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) 戦没者の遺骨の収集につきましては申し上げますと、四十二年以降から、一つの計画のもとに、主として太平洋地区におきます諸地方におきますところの遺骨の収集を行なつてまいっております。フィリピン、マリアナ諸島、東部ニューギニア、北ボルネオ、ソロモン諸島、マーシャル諸島、ギルバート諸島、西イリアン等につきましては実施してまいりました。四十七年度におきましては、パラオ諸島、トラック諸島等の未実施の地域のほか、マリアナ諸島及び沖繩につきましては、遺骨収集を行なうということにいたしております。

遺骨収集につきましては、ただいま先生からお話ございましたとおり、今日の国民感情にかんがみまして、これの促進をする必要がございます。私どものほうといたしましては、今後とも、遺骨の収集につきましては、情報の収集につとめまして、国民の期待にこたえるよう十分努力をいたすつもりでおります。

○藤原道子君 海外戦没者の遺骨収集は、どういう計画でやりなつておられるのか、教えてください。

○政府委員(中村一成君) 国交の回復いたしておりますところにつきましては、ただいま申し上げ

ましたとおり、一応四十二年から四十七年まで五年間におきまして、一応の収集計画は行なつてやっておりますのでございます。しかしながら、先ほど大臣もお答えいたしましたとおり、実はまだ不十分でございまして、もう一度、私どもといたしましては、総ざらいの形におきまして、戦闘のありました全地域につきまして、遺骨の収集、生存者の救出についても一度洗い直すということ、明年度からさらにまた計画を新たにしようとする、こういうことで進めております。

○藤原道子君 横井さんの事例から見ても、未帰還者の調査については、真剣に再検討の必要があると思ひますのでございます。

そこで、私、まずお伺ひたいのは、いまおっしゃいましたガダルカナル島とかセントジョージ島とか、いろいろございしますが、私は、最近問題となつておりますミンダナオ島の問題についてお伺ひしたい。

まず第一に、フィリピンでは、戦死者はどのくらいと見ていらつしますか。それから、遺骨収集はどの程度であるか。また、生還者は何名くらいあったのかという点について。それからまた、今後の方針についてあわせてお伺ひをいたします。

○政府委員(中村一成君) フィリピンにおきますところの戦死者の数は、これは戦闘全地域中の最大でございまして、四十七万六千の戦死者がございします。フィリピンにつきましては、戦後、あるいは遺骨の調査等も実施いたしまして、遺骨の収集をやつてきたわけでございます。しかしながら、この四十七万の戦死者の遺骨につきましては、その広大な地域と、あるいはフィリピンにおけるところの民情等もございまして、もちろんこの全数の収集はできないわけでございますが、私どもといたしましては、最近、ミンダナオ島にお

きますところのいろいろな情報もございませう、その他フィリピンのいろいろな地域におきますところのその後の新しい情報等もございませう、そういう情報に基づきまして、フィリピンにつきましては、先ほど申しましたとおり、もう一度調査並びに遺骨収集をやるつもりで、ただいま検討いたしておるところでございます。

○藤原道子君 最近、ミンダナオ島から帰還された人たちが、ともに戦った同僚の遺骨収集と、生存者ありとのうわさで、一人でも生存者があるなら、どんな苦勞をしてもさがしたい、家族の気持ちを思うとじっとしてはいられないというように、会を組織されておりますね。そうして、四十五年の十一月二十一日に、十名で、自費で行っているのです。四十六年の五月の四日、十二名、四十六年の十一月には一人、資料集めのために出かけておる。そこで、四十六年の十二月にミンダナオ・フレンドシップ・ソサィティを結成して、ことしの八月には三百名の同僚たちが遺骨収集に出かけるということを聞いておりますが、これらの人々はすべて自費であるとか、こういうことに對しまして、厚生省がどのように考えておられるか。

○政府委員(中村一成君) 先生のお話の点は、私も承知いたしております。ミンダナオ島におきましては、約七万三千の戦死者を出しているところでございます。これは第三〇師団、一〇〇師団及び五四旅団並びに海軍の諸部隊が、ここにおきまして戦闘いたしました。こういうたくさんの方々の犠牲者を出しているわけでございませう。いま、先生のお示しになりましたような戦友会、あるいは遺族の方々が会を組織されまして、ミンダナオ島の遺骨並びに遺骨収集等に努力しておられることは、私も十分承知いたしております。私もこの方々からの情報は非常に貴重な情報でございまして、それをいただきまして、絶えず連絡はとっておるわけでございます。ただ遺憾ながら、お話しのとおり、こういう方々の御努力に對しま

しては、国として財政的な援助はいままでできていないわけでございませう。したがって、おっしゃるとおり、皆さん方、自費自弁でそういうお仕事をされているわけでございませう。私もいたしましては、そのような、本来政府でやるべきことではございませんので、このことにつきまして、政府として努力いたします。ほか、遺族、戦友等の、そういうような御努力に對しまして、国も財政的な面で援助すべきじゃないかということ、私も承知いたしましては、そういう方向でぜひ来年以降、そういう援助を取りつきたいということ、ただいま政府内部で検討いたしておるところでございます。

○藤原道子君 現地人の中には、自分の家の庭に遺骨を埋めていたり、丁寧に扱って置かれておるそうです。ところが日本人は死者を放置しておくのかというのを言われてとても困った。こういうことを聞きまして、と同時に、遺骨収集をするに對して、厚生省から圧力が加わってきたというようにも言われておりますが、圧力とはどういうことですか。

○政府委員(中村一成君) 遺骨収集につきましては、厚生省から圧力ということはないのでございませうけれども、あるいはこういう事柄がそういう印象を与えるかもしれないことは、遺骨の収集をやります場合におきましては、これは相手国があることではございませう。相手国との十分な事前の打ち合わせが必要でございませう。相手国の中におきましては、日本政府がみずから行なう場合におきましては、そういう遺骨の収集も認めるけれども、民間の方が参りまして、そういう政府間の交渉なしにやります場合におきましては、相手国から拒否される場合があります。したがって、相手国から拒否されるときは、外地の遺骨巡拝、あるいは遺骨収集に行かれる場合におきまして、特に遺骨収集につきましては、あらかじめよく外務省等を通じて、相手国と十分な連絡をとって参るということをお願いいたします。したがって、そういうようなお話をいたします

ので、あるいは場合によっては厚生省がそれを押えるのじゃないかという印象を与えるかもしれないけれども、そういうわけではございませんで、今後ともよく注意をいたしていきたいと思っております。

○藤原道子君 私は、ほんとうに中心になつてい

る人は貫通銃創を受けて非常に重傷だったんです。ところが、幸いに自分はおつた、ところがあんなに元気に一緒に働いていた同僚がどこで死んだか、遺骨がどうなっているか、遺家族のことを思うとじっとしてはいられないというので、会を組織してやっています。そういうことを思うと激励をする、協力をする、また力も与えるぐらいのことはしてほしい。ほんとうなら厚生省が、いや国がやるべき仕事だと思ふので、この点は今後十分注意して、協力していただきたい。ことしの八月に三百人ぐらいで向こうへ行くとのことに対して、援助も、話し合いがついて、それで向こうで大きな慰霊祭を行なうことに話がついてい

るそうです。このとき厚生省へ一緒に行っていただきたいというようにも申し入れたけれども、最初はお断りになった、それから向こうの、そういうことが進んだということに對して、最近厚生省から今度は行ってもいいようなお話があるけれども、自分たちも腹が立ったから断わったと言っておりますけれども、やはり、この人たちがせつなく現地の人も、非常に向こうも、フィリピン当局も協力していただいた、こういうことでございませうから、やはり厚生省も行つてほしいと言ってきたら、やはりそういうときには、もう少し愛情ある考え方に立っていただいたらいいんじゃないか、私はそう思います。同時に、この遺骨を収集して、日本へ持ち込むときに、封印料というのですか、遺骨の、それがフィリピンでは、出発のときには六ペソだった。ところが、日本は持ち込むときに封印料として二十ペソ取る。これはどういうわけなんです。しかも、その遺骨は厚生省に預けてあるんです。フィリピンでは六ペソだ、日本では二十ペソ。自費で集め

てきた人たちがそれを持ち込むときに二十ペソ取るとはどういうわけでしょう、お聞かせ願いたい。

○政府委員(中村一成君) 日本に入国しますときに、そういう金を取られるということ、私は存じないのでございませうが、二十ペソと申しますと、それはフィリピンの出国のときではないかと思うのでございませう。

○藤原道子君 出国のときには六ペソなんです。

○政府委員(中村一成君) さようでございませう。いままで日本に遺骨を持ち帰ります場合には、日本におきましてはそういう手数料あるいは公費は負担する必要はないと思うのでございませうけれども……

○藤原道子君 それでは、これは私、何回も聞き返したのですけれども、そのとおりだ、あれは大きな箱に入ってくるんでしょ、それで、こちらへ上陸のときに二十ペソ取られる。これに對しては、うんと奮慨しておりましたから、どうか調査していただいて、こういうことがあるとすれば、断じて許せないと思ひます。向こうへ行つて調査するのは命がけだそうなんです。この間十二日に帰ってきたんですが、その人の話によりますと、この地図を見てびっくりいたしました。このミンダナオ島には大酋長というのが一番上にいて、その部下に六十六名いる。ところが、ここへ一般の人が入ると殺される危険性がある。だけれども、詳しいことを知るにはどうしても大酋長に会わなければだめだということで、この間五日ですか、六日ですか、出かけるときに、もう私も会ったのですけれども、私は今度は命がけです、どんなことをしても大酋長に会つたのんできたと思ふ、ということでも出かけて帰られたのでございませうけれども、今度は幸いにそこへ行こうとした途中で大酋長の妹婿さんに会つた、大酋長の妹の御事主です、カサヤンという人に山の中で会ったので、何とかして大酋長に会わしてくれと頼んだところが、こちらの真剣な気持ちが向こうにあられたとみて、気持ちよく引き受けてくれたそう

ますけれども、今後とも卜部さんの御協力を得られるものと思つてやつておる次第でございます。
○藤原道子君　私もそのことは聞いています。三千万円かけて現地に慰霊塔を建てるという計画があるということを聞いておりますけれども、慰霊塔もけっこうですけれども、生きている人がいるらしい、遺骨もあつちこちにばらばらになつてゐるということですから、まずこれに對

しての立身を立てることが先ではないかと思ふのです。遺族の気持ちと思うとき、私は慰霊塔を建ててくれることよりも一日も早く遺骨を、あるいは一人でも多く生存者をさがすということが遺族の願ひではないでしょうか。私は、現地でも交渉して三千万円で慰霊塔を建てて、そこを大きい公園にするには二億くらいかかる、こういうことも聞いております。私は、それもけっこうだけれども、それをやるから熱心だというわけにはいかなも、日本に帰るということが明らかであろうとな

ば家族の方はどんなにうれいしいのではないでしょう
うか。名前がわかつて、そうして日本に帰るとい
うことが明らかにしなければ動けないとは何事
ですか、ぐつときたんです、慰霊塔を建てれば
それでいいんですか。

○政府委員(中村一成君) もちろん一番重要なこ
とは、まず生きている方を早く日本にお連れする
こと、これがいま第一でございます。遺骨収集の
問題、これも重要でございます。それで、決して
慰霊碑が先だということではもちろんないわけで

でございます。ただ、ト部大使がおそらく危惧されますことは、ミランダナオ島、これはフィリピン全島についてすべてそういう傾向がございますけれども、先ほど先生のおっしゃったとおり非常に危険な地域でございます。そこに生存しております日本の旧軍人さんがおりました場合、その方々の安全のことも考えまして、おそらく非常に慎重な発言をしておられるのじゃないかと私は考えるのでございます。ト部大使が生存者の救出につきまして非常に御熱意を持っておられることは、私もちね

がね存じ上げていることでございまして、一応、外來者につきましては非常に慎重なことをお話になりますので、あるいはそういう印象を受けたかもしれないけれども、十分な御協力を得られるものと私どもは考えて、今後とも十分折衝いたしたいと考えております。

○藤原道子君 それでは、生き残っている人があるといううわさがたいへん出ているときに、政府としては危険だから手をつけられないというので、このまま放置しておくのですか。

○政府委員(中村一成君) そういうことはございませんで、たといかなる危険がございまいしょうとも、これは私どももいたしましては、そういう生存者がおります限りは、これは日本政府といたしましては、その方々を、日本に御帰還するまでのめんどろを見ることは当然の国の義務でございまして、したがって万難を排しましてこれはいたしたい、こういうふうな決意でございまして。

○藤原道子君 具体的にでないですね。さっき言ったことといまの答弁とじゃおかしい。とにかく危険ならば危険なりにやる方法はあると思う。小林さんたちは旅費や滞在費だけでなくて、向こうの人はみな裸だもんだから、何か非常にみやげものなんかもあるんですね。はだ着のようなものだとか上着のようなものとか、そういうようなものまで持って向こうへ行ってお願ひする。今度だって、幸いにも大倉長ですか、この人の弟さんに当たる人に会えたのでその人に依頼してきた。こういう方法だつてある。日本から行った人がそういうことまで心を配るならば、国がやろうとすれば、私は手はあると思うんです。ところが何らしてないのみならず、こうしてさかしに行っておる人たちが、向こうの人は遺骨を大事にしてくられて、埋めてあったのをもったたりした。日本人は遺骨をほったらかしだと言われたときのつらさというものは想像に余りあると思う。これは、私は日本政府の責任だと思ふ。終戦後何年たつていますか。私は、そういう点でもう少し——これは

フィリピンだけじゃございません。ほかにもいろいろあります。横井さんのような例も出ているんです。横井さんが生きて帰ったからといって、国をあげてあれだけの大騒ぎをする。しかし、その陰にどれだけの人がじつとがまんしているかというのを考えるときに、私はこうした例があるならば、徹底的に調べてほしい。

それから二月十八日の週刊読売ブラス情報というのには、アボ山に二十六名ぐらゐるらしいと出ていますね。それから中日では、ブギドノンに数十名生存者があるという説もある。あるいは朝日も読売も一生懸命向こうでさがしているという話があるということを自民党さんの代議士の秘書に話したところが、これを某新聞が発表した。ところが厚生省から非常にしかられて、出ていと言われているという。この人が新聞に発表したんじゃないんです。現地ではこういううわさがあるから、自民党さん何とか協力してやってくださいというのを——お名前は申し上げませんが、いとも、ある代議士の秘書にお話しになった。ところがその秘書が新聞に発表した。ところが、今度は厚生省からこんなに苦労している人がしかられる。私はこれも納得がいけないのですよ。こういうことも二十日ですか、六チャンネルで放送したという話でございしますけれども、今度比島へ渡る

ときの目的は、六十六名の部下を持っておる大倉長に何とかして会いたいという決意で行ったんだつて。これだけなんです。向こうへ行くと、あらゆる新聞社が現地へ来て、あつちやつちやさがしているわけですから、意見がまちまちになつています。けれどもそれを小林君の責任のように、事情も聞かないでしかりつづけるのは何事だ。こういうことがあるけれども、よく君聞きたいから来てくれないかと、やさしく言われれば喜んでやつてくる。それを頭からこの人がやつたように解釈されて、わけも聞かずに、これだけ苦労して——いままでどれだけの金を使っているかわかりませんよ、四回、今度で五回ですか行っているのです。自費ですよ。幸い、この人は御商売を

していますから何とかなるでしょうけれども、私は、そういう点が、国のやり方に愛情がないと、そういうふうな考えざるを得ない。たいへん口の悪いことを申しましたけれども、私は、ここにいろいろ資料は持っておりますけれども、新聞もたくさん出ていますね、記事はまちまちですよ。けれども、どの新聞を見ても生存者がいるらしいというところだけは事実。また新聞社の人も現地でも努力しているという話なんです。その努力していないのは政府だけと、こういううわさが飛んでいますよ。こういうことをひとつお考えください。この遺骨収集と生存者の有無をもっと真剣に考えていただきたい。私は、この小林君が会をつくるときに出したこの手紙を見て、私たちが申しわけなかった、もっとお手伝いできたら、するんだったということをしみじみ感じているわけなんです。

そういうことで、今後フィリピンのみならず、グアム島その他における遺骨収集についても御努力をお願いしたい。横井さんのことだって偶然のような状態で発見されたのです。あれは国がやったんじゃない。こういうこともございしますので、一日も早く遺骨収集を終わって、そして現地に慰霊碑を建てることはけつこうだと思ひますが、この小林さんの手紙の中に、「厚生省は遺骨収集は終わりと現地に慰霊碑を建てる様ですが、あるわあるわたくさん御遺骨が野に山に雨ざらしではたまつたものではありませぬ。」遺家族の気持ちを考えてくださいというように書いてあるわけでございますので、この点につきましてはぜひ、お互いが戦争の犠牲にならないで、こうして生き長らえているということは、こういう人たちの犠牲の上に立っているのだということをお考えになつて、真剣に遺骨収集に御努力をお願いしたいということをお願い申し上げます。大臣いかがでございましょう。

○国務大臣(斎藤昇君) お話を承っております。あるいは厚生省のほうにもいまおっしゃるような印象を与えたことがあったかも知れぬと思ふのでありますが、もし、そういうことがあったとすれば、私の監督指導の不行き届きと、その点ももしあればおわびを申し上げます。

遺骨の問題は、先ほども申し上げましたように、これは四十七年度で遺骨収集が打ち切られるのじゃないだらうかと。いわゆる五カ年計画の終わりというふうなことで、そういう誤解も受けました。そこで、そうではない、これからさらに計画を立て直して、そして遺骨はたとえお一人分であつても、必ずこれはお持ち帰りをしてお納めをするというように決心をいたしております。そこで新しく、いままでの遺骨収集費は二千万、三千万というふうなわずかな金額でありましたが、金に糸目をつけずというのはオーバーであります。そういう気持ちでこれは遂行したいというふうに考えています。そのためには戦友会の方々、あるいは遺族の遺児の方々、いわゆる遺族青年部といつておりますが、そういう方々も参加を願えるようにいたしたい。それには公費、あるいはその他のお金も、ある程度は出して費用の一部に充ててもらふようにいたしたいというので計画をいたしておるわけでございします。

それから生存者の方々につきましても、出てきたならば自分の命があぶないのじゃないかと出てこない人があるというふうなもし情報があれば、的確な情報があれば、これはどんなことをしてでも救出をはからなければならぬ。先般もグアム島でまだ二、三人いるらしいということでありましたから、向こうの警察とこちらから参りまして、そういうふうな情報、相当確実らしいものがあればやるといふように決心をいたしております。そのためには、在外の公館、あるいは在国の方々に御協力を願つて、そしてこちらにすみやかに情報を送つてくれるという措置もいたしているわけでございしますが、ただ、先ほどおっしゃいました中で、私は考えなければならぬと思ひますのは、現地で現地の人になりたいというので残つておる人もどうもいるらしい。こち

らではもう行方不明あるいは戦死という扱いになつてゐるけれども、事實は生きておられるのぢやないかという方もあります。それらの方について、先ほど御意見がございましたのですが、こちらのほうとしては、もう戦死をされたということになつてゐる方が生きておられるなら、この点はどうしても訂正しなければなりません。したがって、その事實ははっきりさせる必要が、これは事務処理上もあるわけであります。しかしながら、御本人が帰りたいという考えを持つておられるならばどんなことをしてでも帰つてもらいたいという場合に、こちらに残つておられる遺族の方々は一日も早く帰つてきてほしい。しかし御本人は、もう死んだことにして、そして現地で平和にやつてゐるのだから、いままら、あれは日本の軍人の生き残りだといわれるようなことは言うてもらいたくない、現地でこのままで生きたいという希望であれば、これはやはり人権の問題でありますから、そこを無理やりというわけにもまゐるまいというところに私はむずかしい点が一ツ残つてゐる。その場合に、御本人の意思を尊重するか、あるいは未帰還兵だからというて無理やり連れて帰ってくるかという問題になります。私はやはり今日になれば御本人の人権を尊重し、お考えを尊重するというのも考えなければならぬまいかと、かように思つておりますので、こういう場合にはやはりケース・バイ・ケースで、遺族の方々に、こういうわけで生きておられるけれども、御本人はこういうあれだということを知らせをするか、それも知らしてくるなという場合にどうするかという問題になると思ひます。まあ、これはケース・バイ・ケースで考えてまいる必要があるのぢやないだろうか、かように考へております。

○藤原道子君 生きていてそつとしておいてくれという人があつたら、それだけだつて調べなければしょうがない。そんなのあるのですか。正確に把握していらつしやる……

○政府委員(中村一成君) 先ほど先生からお話がございましたインドネシアの場合でございますね。ここにおきましては、私どものほうのこれは推定でございますけれども、約数百の旧軍人がインドネシアに残つておる、こういうふうな推定をいたしております。これらの方々に全部、全員の方に調査が全部行き渡つたわけではございませんけれども、この方々の場合、私どものほうの得たところでは、帰りたいくない、こつちへ残りたいという積極的な現地に於ける現地復興といひますか、希望が表明されてゐる、その後帰りたい御希望はないかということとはさらに追跡調査をいたしておりますけれども、そういう意思がない、こういうようなことを私どもとしては確認をいたしまして、したがういふ名簿から、この方々は帰還の意思なしと、したがういふ、われわれのほうの未帰還の数字からはそれは除いていく、こういうような事務的な処理を一人一人について全部やつております。そういうふうなことをいたしまして、大臣が申しましたとおり、中にはそういう方もいらつしやるわけでございます。

○藤原道子君 私はそういう人もいると思うのです。インドネシアに行ったときに、メダンの奥で、元の近衛兵で、国に命を捧げて、負けたから帰るのはいやだということで、十人余りで製材業を始めて、私は会つてきたのですが、このごろはどうだろうかと言つたら、その会社は非常に発展してゐる。そういう人もおります。

それから、私がインドネシアに行ったときに、メダンの手前の飛行場に於いたら、現地に残つた人が、現地妻と一緒に花束を持って迎えに来てくれたりして、自分は今もう帰れません。しかしこのことは、生きてゐるということは郷里に知らしてあります。こういう人もおります。ですからそういう人もいるけれども、生きてゐるかどうかを調べてほしいのです。現地にどまりたいならとどめてあげてほしいと思う。いまメダンの奥で材木屋をやつてゐる人が日本に帰つて、あれだけの商

売はできない。それはいろいろ事情はあるけれども、生きてゐるか死んでゐるかということ、死んでゐる人の遺骨の収集、これを私は要求しておりますので、大臣もその点でひとつお願いしたいと思ひます。

○山下春江君 関連。いま藤原委員のお話を聞きますと、厚生省は何にもしないようでございますが、私、厚生省にやつてもらつた経験を持つておりますので、ここではおめするわけではないのですが、まだまだ足りないといふことがありますが、いろいろな情報がいかにあまいものであるかといふことも、ここでひとつはつきりしておく必要があると思ふのですが、やはりフィリピン、ルバング島で、いま、たしかおやめになつた厚生省援護局の美山次長さんを先頭に、三十人くらいは搜索隊を編成して、これは全部国家予算です。そしてルバング島に参りまして、小さい島です。そういうところにも協力をしていただいて、その島の端から端に音が通るようになりつぱなマイクをつくつていただいて、それを二台持つて行きました。そして薬なんか非常にたくさん持つて行きました。もう一つは、それなりに、小野田という、東京の警察病院の医師の弟で小野田少尉、この人がまだ生きてゐる。生きていて、ときどき海岸に出てきて原住民の牛を殺して食つてゐるんだという新聞記事が私の手に入りまして、私、たしか引揚特別委員長かなやつておるときでございまして、それで、これはたいへんだというので、搜索隊を厚生省主宰で編成いたしました。そのときのお金も覚えておりますが、これという予算が厚生省になつたので、特別に予算をつけてもらつて、最初三百万円、それがなくなつて、まだ少し足りないといふので三百万、三百万が三回、約一千万円使つて、ほんとうに草の根を分けて探してもらつた。最初行きましたときに TENT を張つておりましたところが、ここに医者が一人いるといふことを現地の人が聞いて、毎朝、出発前に六十人くらい TENT にやつてきて、全部肺結核、

らい病の人が少いであつたのでありますが、病人のほとんどが肺結核ですけれども、肺結核の薬だけをそんなに持つていったわけではないですから、持つていった薬をいろいろ上げたわけですが、そういうふうに原住民が非常に感謝するような状態において厚生省が調査をしたのです。草の根を分けて探したけれども、結論は小野田少尉は三年くらい前までは確かに生きていたけれども、三年くらい前になつたらしいといふことです。遺骨などは見つからなかつたんですから、それはらしいといふことでございしますが、そのときの厚生省の真剣な調査の方法は私いまでも記憶しておりますが、ほんとうに原住民が非常に感謝するような方法で調査してくれたことを私は、私がその責任者で立案したのでございしますから、非常に記憶しております。私もいま藤原委員がおつしやつた初代のフィリピンの大統領は承知しておりますが、とにかくそんなことで非常によく調査してくれたけれども、なぜその小野田さんが水牛を殺して食つてゐるなどという新聞が出たかといふことは、そういうことで日本から調査団を送らせるための、何といひましょうか、現地の人たちのトリック新聞記事であつたといふこともその調査団によつてあとではつきりわかつたのでございします。したがういふ、こういうことの調査は今日いろいろな社会情勢を考へてみまして、やはり政府が責任を持つておやりになるべきもので、民間の方が回収をされて、その調査にいらつしやるというのを一々一々といふことは、それを調査してはいけなかつたといひませんけれども、それは、やはりそういう生存者を調査したり、あるいは遺骨収集に当たるのは政府が責任を持つて、政府の編成によつて政府がなされることを私は態度をいたします。そのときに、それは厚生省主宰で厚生省が責任を持つて、たしか団員三十人ぐらゐだつたと思ひますが、連れていつていただきました。その目黒の警察病院の兄さんの小野田さんも行つていただきましたが、それは非常にあとでもめごとが起らないできれいにあと始末が

できたことを考えましても、今後残された問題、それはルバング島でございますが、あの島の一ぱいあるフリーピンのごときですから、まだいろいろな事件が起こるかと思いますが、そういうことはすべて政府の責任において政府の調査団をおやりになって、責任を持って調査して、それを国民に報告するというような体制をおとりになっていただきたいと思いますが、大臣及び局長の今後の、そういう問題に対する心がまえをお伺いいたしておきます。

○国務大臣(斎藤昇君) 遺骨の収集にいたしましても、ただいまおっしゃいました生存者の方々の調査あるいは救出、そういった事柄も、これは民間の方々に御協力を願うにいたしましても、やはり政府は責任を持ってやるということは、これはもう肝心だと思っております。遺骨の問題も、やはり民間の方がかつてにやっけて、かつてに持ち帰られたのでは、これはやはり困りますので、そういう場合には、政府に連絡をしていただき、最後は政府の責任で御帰還を願ったという形は、これはどうしても必要がありますし、またその方針でやっておりますことを御了承いただきたいと存じます。

○藤原道子君 私がいま申し上げたのは、非常にやりにくいところがみんな残っているもので、捜査のやりやすいところは比較的進んでおります。こういうことが問題だと思ふ。だからいまミランダオ島は非常に危険なところなんです。だから手をつけないんじゃないかというような考えが生じるわけだと思ふ。私は、そういう点から、今後ぜひやっていただきたい。

それからガダルカナル島のセントジョージ島における旧日本兵の遺骨の収集状態はどうなんですか。
○政府委員(中村一成君) セントジョージ島——これはガダルカナルの近所でございますが、先生御承知かと存じますけれども、ここに日本兵がいる、残っているのではないかとということにつきまして、ごく最近戦友の方からの情報がございます。私どもも承知いたしましたわけでございます。

このセントジョージ島につきましては、ガダルカナルにただいま進出していますところの三井金属にとりあえず依頼をいたしまして、本年の三月下旬から四月上旬にかけて同所の駐在員の方にお願いいたしまして調査をいたしてもらいました。その結果、現在のところ同島に日本兵が生存しているという資料は得られなかったわけでございます。しかしながら、このセントジョージ島に關する情報を提供された方々がこの島におりまして、その島から転進した一部の方々である、その戦友が残っているというわけでございます。ただ、セントジョージ島にはいはいかもしませんが、あるいはその付近のほかの島に移っているかもしれないということも考えられます。私も本年あるいは明年におきまして、おそらく明年になると思いますが、ガダルカナル島につきましては再度遺骨収集をいたしますが、その機会に、このセントジョージ島につきましても調査は現地におきましてやりたいと思ひますが、もとより、その前にも、いろいろ私どももいたしましては情報を得まして、そして、情報が得られればそれ以前におきましてももちろん直接出向きまして救出等に当たりたいと、こういうふうな考えをしております。

○藤原道子君 ここでは、大体セントジョージ島に漂着した二十八名の生死はいまだに不明だということでございますので、この島の調査はまだ一回も行なわれていないという実情だと聞いておりますが、そうですか。それからガダルカナル島における収骨は引き続き実施をなさいますか。

○政府委員(中村一成君) 先ほども申しましたとおり、ガダルカナル島におきましますところの遺骨収集はさらに引き続きやることでございます。それからセントジョージ島におきましては、これはこの島におきましますところの二十数名の兵隊が残ったということに關する実情は情報がございます。ことしの二月に明らかにしたという事情もございまして、現在まで調査いたして

おりません。先ほど申しました三井金属の調査が最初でございます。
○藤原道子君 そこで、英政府やあるいは現地政府機関に対して前二項の協力方を依頼して、情報収集の方途を講じたいかがかと思うんですけれども……

○政府委員(中村一成君) さようでございます。私もとしましては相手国あるいは相手国にございまして日本の在外公館、そういうところを通じて従来とも調査をお願いいたしているのでございますが、このセントジョージ島並びにその周辺の島嶼につきましては、これは関係国と十分連絡をとってお願いをいたしたいと、こういうつもりでございます。

○藤原道子君 フリーピンで、ブーゲンビル島の敵前逃亡で汚名と不当な取り扱ひを受けている人や、タイ戦線と同じ運命にある人などに対する援護措置はどうなっておりますか。

○政府委員(中村一成君) ただいまのお話は、おそらく戦後、ブーゲンビル島におきまして行なわれた軍事裁判によつて判決を受けた方々に關する問題ではないかと思うのでございますが、この方々は約六十五名の関係者がいらっしゃるわけでございますが、この方々につきましましては、ブーゲンビル島におきまして行なわれした軍法会議が、これが大赦令が出ましたあとにおきまして行なわれたものであるということから、そもそもこの軍法会議はなかったものとして処理すべきであるという方針を打ち立てまして、厚生省は、法務省あるいは恩給局等とも連絡をいたしまして、この六十五名の方々につきましましては、生存者並びに戦没者双方につきましましてそれぞれ戦死とし、あるいは生存者の場合につきましては、恩給権のあります方々につきましましてはその恩給権をお認めするという方針で関係各府県に連絡をとつてやっているとございまして、現在までのところ約数名の不明者がございまして、その他の方々につきましては、所在その他は明らかでございまして、ただいまその措置を講じてい

るところでございます。
○藤原道子君 そこで、今度は国家補償と社会保障の關係についてお伺いしたいと思います。問題は、国家補償と社会保障を比較したときに、おのずから国家補償のほうが手厚い援護措置が行なわれると思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(中村一成君) まあ、援護法の精神は国家補償でございます。これは国といたしまして今次戦争あるいはその以前の日華事変等におきましますところの犠牲者の方々に對しまして、国として責任を負うべきところの人々に対しては国が補償するといふたてまえになつておるわけでございます。これはいわゆる社会保障としての措置ではないわけでございますが、あくまでもこれは国の補償という立場におきまして考えられました制度でございます。

○藤原道子君 ところが、具体的に本法の遺族手当を受けている老人夫婦の場合には、今回の改正によつて月額一万八千五百七十二円になるんですね。ところが、生活保護法の生活扶助は月額二万八千二百八十円、四級地でも二万六千四百五十円。遺族年金が非常に低額であると思ひますけれども、これはどういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(中村一成君) 戦没者の御両親の場合を考えてみますと、その場合に老人二人世帯の場合におきまして援護法の關係で申しますと、今回の法律改正によりまして昭和四十八年一月からは戦没者の父母が受給せられます場合には、両方合しまして二万五千八百三十三円の月額と相なります。それで、一級地、大都市の場合の生活扶助額は、これは四十七年四月から、ことしの四月から月額にいたしまして二万五千八百九十円となります。それから町村の場合、四級地に例をとりますと、この場合は一万八千九百七十円となります。したがひまして、戦没者の父母の遺族年金額は、一級地の生活扶助額よりは少なく四級地のよりは多いというところで、その間ぐらゐとなつております。したがひまして、ここで見ますというところ確かに大

都市の生活扶助額よりは少ないわけでございます。

それから、戦没者の妻のみの世帯を考えてみますと、これは遺族年金のほうは、援護法のほうは月額二万円と今度相なるわけでございます。この場合に一級地、四級地をそれぞれ見てみますと、生活扶助額は月額一級地が一萬五千二百五十九円、それから四級地が一萬一千四百四十九円で、妻の場合におきましては援護法の額のほうが高くなっております。

このように、おっしゃいますとおり、ある場合におきましては生活扶助額よりも少ない場合も大都市の場合にはあるわけでございますが、この点は私どももいたしましては遺族年金の水準の引き上げにつきましては、これは私どもとしてはさうにその水準を引き上げべきだということで、さういう方向で進んでおるところでございます。

○藤原道子君 だつて、今度改正するのは、結局、自分たちの大事な子供を殺されてね、国家補償という名である以上は、私はこの点納得がいかない。また遺族年金の扶養加給が七千円では低いんじゃないですか。しかも、今回の改正案では引き上げられていない。この理由はどういふわけですか。

○政府委員(中村一成君) 遺族年金につきましては、先順位者の場合におきましては二人ありました場合におきましては、御指摘のとおり、七千円の加給をいたすわけでございます。この七千円という額につきましては、元来、恩給法の公務扶助料の扶養加給と平仄を合わせてその額が定められております。それでこの扶養加給の七千円の額につきましては、これは今回公務扶助料のほうの扶養加給が据え置かれたということがございまして、その均衡から据え置かれたわけでございますが、しかしながら、この七千円の増額につきましては今後とも恩給とあわせまして、御質問の趣旨に沿うように引き上げるべきだと、さういふふうにご考慮を願います。

とも認められなかったんですか、厚生省が引き上げをやらなかったんですか、要求しなかったんですか。

○政府委員(中村一成君) 扶養加給の問題につきましてはこれは厚生省と恩給局と最後におきましては大蔵省との三者の相談でやるわけでございまして、今回はこの扶養加給の増額は見送りになったという、結果から申しますと、さういうことでございます。

○藤原道子君 この次、いつごろできるのですか。来年はできますか。

○政府委員(中村一成君) 先ほども申しましたとおり、扶養加給の額につきましては本来の年金額の増額と同様に引き上げるべきものと、さういふふうにご考慮を願います。

○藤原道子君 とにかく本法の特殊な事情であるということをお考えになって、厚生省はもっと強くあたたく臨んでほしいということをお願いいたします。

そこで、今度は相談員の所遇でございますが、同じ相談員の業務を行なう非常勤職員であるのに、婦人相談員は二万六千七百円ですね。それから母子相談員も二万六千七百円、それから家庭相談員が二万六千七百円なんです。ところが、戦傷病者相談員これは五百円、戦没者遺族相談員五百円、身症者相談員が三百円。いまのこの物価高の時代に五百円で、これが一日じゃないんですよ、月額なんです。これはどういふわけなんです。

○政府委員(中村一成君) 確かに五百円の額につきましては、私どももこれはまことに申しわけないと考えております。したがって、戦傷病者相談員、遺族相談員の手当につきましては、ただいまお示しになりました他の身体障害者相談員あるいは精神薄弱者相談員等の手当も同様、これにつきましては大いに引き上げていただきたいと、さう私どもとしては来年度の予算要求におきましてこれはぜひ大幅な引き上げを実現したいと、さういふふうにご考慮を願います。

と、さういふふうにご考慮を願います。現在準備をいたしておるところでございます。

○藤原道子君 おかしいでしょう、だつて。戦傷病者相談員は四十年以来据え置きなんです。戦没者遺族相談員は四十五年当初以来据え置き、身障者の相談員は四十二年以来いづれも当初からそのまま据え置きになっている。それをいまあなたがこれは少いから引き上げます、この答弁は私は納得がいかない。五百円でいまま何が買えるんですか、それも一日ならまだしも、これが月額です。さうね。私はびっくりしちゃったんです。来年度は引き上げられますか。いま、今度は、ほんとうは、私は修正しても引き上げてほしいくらいに腹立っています。御答弁ください。

○政府委員(中村一成君) この増額につきましてはぜひ明年度それを実現したいと、さう思っております。

○藤原道子君 これで各年金を対比してみても、公務扶助料は戦没者の父母が幾らですか、月額一萬八千五百七十二円ですか、国民年金の老齢年金は二萬五、千円、厚生年金は二萬二、千円、生活保護はいまあなたが申し上げた——私の調べが間違いないでしようか、月額一級地では二萬八千二百八十円と私の調査ではなっている、二級地が二萬五千七百三十円、三級地が二萬三千三百九十円、四級地が二萬六百四十五円、さうなっております。これは間違いないでしようか。

○政府委員(中村一成君) 生活保護の場合、老人二人世帯の場合、私が申し上げましたのは、一級地二萬五千八百九十円と申ししたのは、老人が二人——老人二人世帯と申しますと一応まあ、私どもとしては六十八歳の男の方と六十五歳の女の方、いづれも無職の方がいらっしゃるという推定のもとに計算をした場合でございます。これはいろいろ、先生御承知のとおり、生活扶助額の計算はいろいろケースによって違います。

○藤原道子君 悪いほうを例にあげるから腹が立つんです。

○政府委員(中村一成君) 私どもは、その戦没者の父母の遺族年金額との比較におきまして、一応さういふ六十八歳と六十五歳の男女の方の老人世帯というものを想定をいたしまして計算をしたわけでございます。

○藤原道子君 私は、国家補償国家補償と言いつても非常に低いことを追及いたしております。ぜひお考えを願います。

次にお伺いしたいことは、再婚解消の妻に対する遺族年金の支給が施行の日——二十七年の四月二十六日ですか、を限度として認められたんです。ところが、再婚といつても大体多くは、兄が戦死した、兄の妻が弟と結婚する、さういふ例が多いんですよ。さうすると非常にうまいかない場合が多いので、別居するとか泣く泣く暮らしていると、その結果が解消したというふうな例が多くなっております。したがって私は、この二十七年に施行されたからやがて二十八年に解消された人は対象にならない。ところが中には、別居はもう当然していらっしゃるが、相手が離婚を承認しないために今日に至るというふうな人もあるわけなんです。したがって、これが大体農村等においては家族制度というふうな、親たちの古い考え方からそれで舍弟と結婚させられた、泣く泣く結婚したというふうな例が多くなっております。これがいま少し延長するといふお考えはないでしようか。

○政府委員(中村一成君) 再婚解消の日、昭和二十七年四月三十日の日をさらに延長するということにつきましては、私どもとしてさういふふうにご検討したいと考えております。この時期をどのくらい延長するかにつきましてはいろいろと議論もございまして、その辺は検討いたしておりますが、方向としてはこの日を延長したい、さういふふうにご考慮を願います。

○藤原道子君 私は、先だって援護局のほうにあまりかわいそうだから連れていった人があるのですが、この人は結婚して三年目ぐらいに別居しているのです。ところが、やはり御主人が離婚し

ない、弟なんです。それで、その人は防衛庁に
つとめているのですよ、もう二十年くらい。それ
で、実家に帰って全然別居しているのですけれど
も、どうしても離婚を承認しなかった。やっと二
十八年かか離婚したそうです。ところが、この
間、援護局に行ったときのお話では、これは別居
していたという事実が実証されれば何とかなるん
じゃないでしょうかと云ってくださったから、それで
帰った。その後どうしたか、実証できたかとい
うことを聞きましたら、おあさんが急病になっ
て、とうとうこの間死んだので、まだ、その書
類の收拾がついておりません、こういうこと
です。子供を連れて実家に帰った。だから学校でそ
れの証明が出るのじゃないかということをお話し
ただいて、そういうことでやっているのです
が、この人だけでなく、方々にそういう例があ
る。婦人ですから、婦人相談を受けますので、お
気の毒だと思えます。私は全部撤廃しろとは
申しません、若干の延長はお考えになっていた
きたいと思えますので、いま局長の言われたこと
を御信頼申し上げまして、ぜひやっていただ
きたいと思っております。

もう一つ聞きたいのは、沈没した艦船ですね、
これの引き揚げと、その遺骨の状況はどうなっ
ているか。それをひとつ聞かしていただきたい。
○政府委員(中村一成君) 今度の戦争で沈没し
た日本の艦船は約三千隻に及んでおります。そ
れで海上におきまますところの戦没者は約三十五万
人の方が海の上でなくなっておられます。それ
で、沈没艦船の引き揚げがあります場合におき
ましては、民間のいわゆる営業ベースで引き上げら
れます場合におきましてもかねて連絡しておきま
して、戦没者の遺骨は厚生省のほうにお引き渡し
を願うというふうな、いままでもいたしておりま
す。現在御承知かと思えますけれども、瀬戸内海
におきまして戦艦陸奥の引き揚げをやっております
が、その場合におきましてその遺骨の収集につ
きましては非常に慎重に取り扱っていただきたま
して、現在十数体の遺骨をすでにいただいております。

ところでございます。そもそものいうようなく
さんの沈没の引き揚げの問題は、中に遺骨があ
ります場合は非常に多いので、私どもと
いたしましては、できるだけこれを引き揚げたい
ということにいたしておるのでございます。しか
しながら、御承知のとおり、この引き上げにお
きましては非常に困難な場合が多いわけございま
す。これは日本の領海内でありまます場合におき
ましてはともかくも、外国の場合におきまして非
常に問題がござえます。しかしながら、私どもとい
たしましては、できるものにつきましてはこれは
ぜひ引き揚げをいたしたい、こういうふうな考
えでござえます。したがって、一応引き揚げの
可能な日本領海内におきまますところのものにつ
きまして、現在その引き揚げをやるべく準備をいた
しておりますところでございます。例を申し
上げますと、先ほどの戦艦陸奥のほか、神奈川
の三浦三崎のほうに沈んでおりますところの海軍
の特殊潜航艇がござえますけれども、こういうも
のにつきましては遺族の方の非常に強い御要望も
ござえますし、ただいま海上自衛隊とも連絡いた
しましてその引き揚げ等につきまして具体的な折
衝に入っております、こういうことでござえます。
○藤原道子君 マニラ湾に六十何隻か沈没しま
したね、あれはいつごろ引き揚げが終わったので
か。

○政府委員(中村一成君) マニラ湾につきまして
は、ほぼ昭和四十年ごろでございますが、にお
きまして一応引き揚げられるものは、向こうのフィ
リピン側が主でござえますけれども、向こうの
ほうで引き揚げられております。日本のサルベージ
協力したこともござえますけれども、大体マニラ
湾においては終わっておりますが、最近におき
ましてアメリカの軍人が、ダイバーがもぐりま
して、そうして日本の沈没の、軍艦の状況を見て
きているのも最近ござえますけれども、大体にお
きまして、マニラ湾におきましては、できるものは
終わっておりますというふうに承知いたしてお
ります。

○藤原道子君 遺骨は当然返してもらったん
です。その中のマニラ湾の遺
骨につきまして、いまここに詳細な資料を持
ってきておりませんが、しかしながら、私どもとい
たしましては、当然これはお願いをいたしまして、
いただいておりますものと思えます。

それから最近におきまして、フィリピンのや
りダイバーが日本人の遺骨を引き揚げたと、こ
れはマニラの大統領を通じて、そちらのほうで
そういうことは終了いたしました。
○藤原道子君 私はこれで質問を終わりますが、
大臣にお願いをいたします。
この国家補償の面においての問題と、それから
生存者が現地に働いていようとどうしようと、生
存者ありという場合には、秘密を守ること
は守ってもよろしいから、その調査を進めていた
だきたい。いま、大体残っておりますのは、捜査
しにくいジャングル地帯が多いと思えます。私
たちも困難だとは思いますが、その遺家族の
ことを思うときに、この生存者の捜索並びに遺骨
収集をぜひとも真剣におやりいただきたいとい
うこと、これを大臣にお答え願いたい。
それから局長には、先ほど申し上げましたフィ
リピンでは六ペソ、日本へ入るときに二十ペソ取
られるというのを私申し上げましたが、これを
十分調査していただきたい。もし、間違っており
ましたら、私は、おわびをいたします。
○国務大臣(斎藤昇君) ただいまの点はあらゆる
手段を尽くしまして、遺骨の収集、生存者の確認
ということとは果たしたいと思えます。
○政府委員(中村一成君) 先ほどの遺骨の送還の
場合の手数料等の問題につきましては、さっそく
調べまして御報告申し上げます。
○委員長(中村英男君) 本案に対する午前中の審
査はこの程度といたします。

議題といたします。
本案に対する質疑希望者の発言は全部終了いた
しておりますので、他に御発言もなければ、質疑
は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、討論は終局したものと認めま
す。
それではこれより採決に入ります。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案を問題に供します。本案
に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可
決すべきものと決定いたしました。
○橋本繁蔵君 私は、ただいま可決されました法
律案に対して、各党を代表し、附帯決議案を
提出いたします。案文を朗読いたします。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案に対する附帯
決議(案)
政府は、本法の施行に当り、次の事項につ
いて、その実現に努めること。
一、原子爆弾被爆者の特殊性格に即応するよう被
爆者対策の根本的改善を企図して、審議会の
性格及び運用並びに今後の援護体制について
前向きな検討をすすめること。
二、認定疾病の範囲について、悪性腫瘍等最近
の被爆者医療の実情に即応するよう検討する
こと。
三、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介
護手当については、その額の引上げと所得制
限の大幅な緩和及び適用範囲の拡大(年令及
び地理的条件を含む。)に努めること。
四、葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、
過去の死没者にも適及して支給することを検
討すること。
五、被爆者の医療費については、全額公費負担
とするよう検討することとし、さしあたり、

○委員長(中村英男君) 原子爆弾被爆者に対する
特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を
議題といたします。
○政府委員(中村一成君) その中のマニラ湾の遺
骨につきまして、いまここに詳細な資料を持
ってきておりませんが、しかしながら、私どもとい
たしましては、当然これはお願いをいたしまして、
いただいておりますものと思えます。
それから最近におきまして、フィリピンのや
りダイバーが日本人の遺骨を引き揚げたと、こ
れはマニラの大統領を通じて、そちらのほうで
そういうことは終了いたしました。
○藤原道子君 私はこれで質問を終わりますが、
大臣にお願いをいたします。
この国家補償の面においての問題と、それから
生存者が現地に働いていようとどうしようと、生
存者ありという場合には、秘密を守ること
は守ってもよろしいから、その調査を進めていた
だきたい。いま、大体残っておりますのは、捜査
しにくいジャングル地帯が多いと思えます。私
たちも困難だとは思いますが、その遺家族の
ことを思うときに、この生存者の捜索並びに遺骨
収集をぜひとも真剣におやりいただきたいとい
うこと、これを大臣にお答え願いたい。
それから局長には、先ほど申し上げましたフィ
リピンでは六ペソ、日本へ入るときに二十ペソ取
られるというのを私申し上げましたが、これを
十分調査していただきたい。もし、間違っており
ましたら、私は、おわびをいたします。
○国務大臣(斎藤昇君) ただいまの点はあらゆる
手段を尽くしまして、遺骨の収集、生存者の確認
ということとは果たしたいと思えます。
○政府委員(中村一成君) 先ほどの遺骨の送還の
場合の手数料等の問題につきましては、さっそく
調べまして御報告申し上げます。
○委員長(中村英男君) 本案に対する午前中の審
査はこの程度といたします。

議題といたします。
本案に対する質疑希望者の発言は全部終了いた
しておりますので、他に御発言もなければ、質疑
は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、討論は終局したものと認めま
す。
それではこれより採決に入ります。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案を問題に供します。本案
に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可
決すべきものと決定いたしました。
○橋本繁蔵君 私は、ただいま可決されました法
律案に対して、各党を代表し、附帯決議案を
提出いたします。案文を朗読いたします。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案に対する附帯
決議(案)
政府は、本法の施行に当り、次の事項につ
いて、その実現に努めること。
一、原子爆弾被爆者の特殊性格に即応するよう被
爆者対策の根本的改善を企図して、審議会の
性格及び運用並びに今後の援護体制について
前向きな検討をすすめること。
二、認定疾病の範囲について、悪性腫瘍等最近
の被爆者医療の実情に即応するよう検討する
こと。
三、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介
護手当については、その額の引上げと所得制
限の大幅な緩和及び適用範囲の拡大(年令及
び地理的条件を含む。)に努めること。
四、葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、
過去の死没者にも適及して支給することを検
討すること。
五、被爆者の医療費については、全額公費負担
とするよう検討することとし、さしあたり、

○国務大臣（斎藤昇君） 原子爆弾被爆者に対する

○政府委員(中村一成君) ただいまお示しになりました長岡俊夫さんのケースでございますが、この方は、中国の河南省の戦闘におきまして、左胸部、同じく左の手のうしろのほう、手背を手りゅう

手術する。しかも、その盲腸を手術する外科医がいなくて内科医が何時間もかかって無理やり手術をする。そしてまだ腰もすつきり立たないうちに原隊復帰を命ぜられて、そして原隊のあとを追っ

打ち合わせ会をいたすことにいたしておられますけれども、この会におきましてはもちろんそういうような、こういう具体的なケースもあげまして、ひとつ参考としてお話し申しますほか、関係のプ

ロックにおきますところの会議、あるいは私どものほうで指導を地方にいたしますところのケースが非常に多うございますので、そういう点を利用いたしまして今後とも、そういうような事務の滞がないように十分指導いたしたいと、こういうふうに考えております。

○小平芳平君 それでは次の問題としまして、新潟県上市の、なくなった方は川口伊之助——戦死された方は川口伊之助さん、その妻の川口鶴さんから遺族給与金についての申請が出ておりました、それを厚生省が却下した、そしてまた、再審を出したが、それはどうだったか、その点についてお尋ねします。

○政府委員(中村一成君) なくなられました川口伊之助さんのケースでございますが、この方は昭和二十年八月当時張家口の憲兵隊に現地で応召をされております。八月の五日でございます。ちょうど終戦の十日前でございます。それで八月の二十二日に——これは家族の方も現地にいらしたわけでございますので、この方につきましましては現地におきまして召集解除の措置をいたしております。八月二十二日でございます。そしてこの方は天津の収容所におきまして妻子と生活をしておられたわけでございます。ところが、同年の二十年の十一月——秋になりました奥さんやお子さんは日本に帰られたわけでございますが、御本人は山西軍の求めに應じまして山西軍に参加をされたわけでございます。これは御承知のとおり閩錫山の、中華民国の部隊でございますが、これに参加されたわけでございます。そういたしますと、二十三年の十月二十七日に山西省の太原において死亡しております。で、これは御遺族の妻川口鶴さんから本人に対しまして遺族給付金及び弔慰金の請求がなされたのが昭和三十三年でございます。それで厚生省として検討いたしました。が、この方はなくなられました昭和二十三年におきましてはすでに召集を解除されたあとでございます。まして、いわゆる一般の民間の方でございますという形において自発的な意思において山西軍に参

加しておられるということでございますので、遺憾ながらこの方につきまして援護法によるものの軍人軍属といったことの処遇をすることはできないという判断に立ちまして、四十二年に却下処分をいたしましたわけでございます。これに對しまして戦没者の妻から四十四年に異議申し立てがなされました。これは援護審査会と申します機関にかけてまして、審査会の御審議を経た結果、四十七年——ことしの四月三日に異議申し立て棄却の決定がなされた、こういうような経過をたどったケースでございます。

○小平芳平君 その点について私は意見があるわけですが、で、大臣にもよく聞いていただきたいのですが、なくなられた川口伊之助さんは確かに太原までわざわざ行ったと、そして閩錫山の、どういふ働きをしたかわかりませんが、その軍隊のほうに行ったということは間違いないわけですが、あのような日本の国が敗戦、そして内地ですらあれだけの精神的な大衝撃を受けた。しかも、こうした外地において、そうした大衝撃を受けた方々はお先まっ暗です、どうしていいかわからない。したがって、たとえば仲間を殺して逃げたとか、あるいはそういうようなことがあればともかく、その大多数の者が軍人が解除されて内地に引き揚げる。その引き揚げるのを待たずに、この方は何かわずかの期間ですが、憲兵隊の仕事か何かしていたということ、内地に帰ってからの不安な思いにかられておそくこちらに、閩錫山のほうに行っちゃったんじゃないかと。しかも、一緒に太原にいたときの同僚が——友岡正勝さんという、この同僚が留守宅の奥さんあてに、あなたの御主人と一緒にしたと、あなたの御主人も帰りがたっておりますが、閩錫山がおいそれと許してくれないでおります。そして、平和条約でも締結になったら自由に旅行できるようになるから、その時期にはぜひ帰国したいと、こういうふうに出ておられますということを、同僚が奥さんに知らせてきているわけですが、ですから、そういうように、本人の自由意思で閩錫山のほうに

行ったんだから援護法による適用はないというふうな、そういうふうな全部切り切ってしまうのかというのを私は指摘しているのですが、いかがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 情においてはまことに忍びがたいものもあると思うわけでございますけれども、とにかく、終戦後復員をして、それから閩錫山の軍のほうに入つたと、そこでなくなったというの、いまの法律では救いがたいということになっておりますし、そういう者を法律を改正して入れるかということになりますと、これはちょっとむずかしいんじゃないかと。情においてはおっしゃるとおり忍びがたいものもございますけれども、とにかく外国の軍隊に入つたこととございますから、そこでなくなったということとございますから、軍隊に入った動機、心情はどうありましようとも、援護法の適用はもろろん、これを改正してということとは、ちょっと私はむずかしいことだと、かように思います。

○小平芳平君 局長、援護法を改正しなければならぬのですか、それが一つ。
それからそういう方はどのくらいおられると思ひますか。

○政府委員(中村一成君) この方につきましては、ただいまお答えいたしましたとおり、援護法として軍人軍属の扱いをすることは法律上できないものと考えております。それからこのような方々、つまり戦後、山西軍に参加したところの者はどのくらいあるだろうということでございますが、その当時北支方面におられました軍人軍属で二千六百名、それから在留邦人、この場合、ただいまこの方も在留邦人に入るわけでございますが、三百五十名、計二千九百五十名の方が山西軍に参加をしておる、こういうふうには数字をつかんでおります。

○小平芳平君 そうすると、この二千九百五十名の方については全く検討する余地はないわけですか。要するに私が指摘しているように、あつた敗戦という特別の衝撃を受けたそういう事情下に

あつて、ほかの方は援護法の適用を受ける、二千九百人から二千六百人の人は援護法の適用を受けられない、どれだけの違いがあるのだ。同じように大陸で戦争に参加させられていて、戦争に参加して、それで一方は、戦争に負けた、これは内地へ帰つても不安だといって山西軍に入つた、山西軍に入つてもそこへ永住するつもりがあつたわけでもないでしようけれども、同僚で、直ちに帰つた人もあれば、本人も帰りたいと言っておりますという手紙まで書いてある。それだけの違いで何の援護も受けられない、そういうことですか。

○政府委員(中村一成君) 援護法上は、御本人がなくなりました時期がすでに日本の軍人軍属であるところの身分を離れておられますので、遺憾ながら、その事情はよくわかるわけでございますが、援護法を適用するということはできないわけでございます。

○小平芳平君 それじゃまた次に問題を提起いたします。

先ほど藤原委員からもお尋ねのあつた再婚を解消した方ですね、再婚を解消した方は、それまでは適用を受けていて、その再婚をやむを得ず一時再婚したと。そしてまた別れてるのですけれども、全く適用を受けられないという、この方は山梨県の坂本さんという方ですが、この人についてはいかがですか。

○政府委員(中村一成君) 援護法におきましては、特別な場合におきまして再婚をされたけれども再婚を解消して帰つた方には、結婚がなかったこととして、援護法上戦没者の妻として取り扱うという制度が設けられておるわけでございます。ただその時期といたしましては、昭和二十一年の二月一日、このときは軍人恩給が停止した日でございますが、この日以後に婚姻し、つまり軍人恩給が停止になりました生活の困難等もございまして、あるいは戦後のいろいろな社会情勢等もございまして婚姻をいたした、戦没者の妻が。しかしながら、二十七年の四月二十九日、援護法が施

行になります前日でございますが、昭和二十七年四月二十九日まで婚姻を解消してもとに返られた場合におきましては、遺族年金を支給すると、こういうたてまえになっておるのでございまして、この方々につきましては、戦後のそういう特殊な経済情勢社会情勢のもとにある遺族の方々につきましては特別の取り扱いをするというのがこの精神であるわけでございます。ところで先生のお尋ねのケースでございますが、この方は昭和二十七年の十二月二十七日に婚姻をしているわけでございます。したがって、解消をした時期が終期でございます昭和二十七年の四月二十九日よりあとになっておられるということでございまして、この方の場合におきましては、遺憾ながら現行法におきましてこれを認めることはできないわけでございます。しかしながら午前中の藤原委員の御質問に對しましてお答えいたしましたとおり、この昭和二十七年四月二十九日という終期の点につきましては、これはもう少しこれを延長すべきではないかという意見あるいは実例等いろいろございまして、私も少しはいたしまして、この二十七年四月二十九日というのはいさし少し延ばしたい、そういう法律改正をお願いをしたい、こういうふうにご考慮して、いま部内で検討いたしているところでございます。

○小平芳平君 そうすれば、延長するとなれば、この方の場合は八月くらいですかね、八月くらいにのびますから入る可能性が出てくると思ふんですが、それで私が次にお尋ねしたい点は、実際に別れていて、実際に再婚はしましたが、手続はしましたが、ずっと別れているということが実際に証明されてもだめなんですか、その二十七年の終期以後の方は、確かに結婚はした、しかしそれは手続上であって、実際にはずっと別れているという方はどうなりますか。

○政府委員(中村一成君) これはその実態、離婚の点でございますね、再婚解消の実態によりまして判断をいたすことといたしております。

○小平芳平君 でそれからこの再婚解消が実際に立

証されれば適用されるということですか。

○政府委員(中村一成君) そのとおりでございます。

○小平芳平君 それからこの期間を延長、二十七年を延長するということは部内で検討といわれましたが、いつごろをめどに、とにかく早くしてあげなくては意味がないわけですよ。そういつては何ですが、年輩でとんとん年をとっていきまうので、早くしてあげなくては、これから何年もたつてから、御本人がなくなつてから延長されても意味がないのですが、どの辺をめどに進めておられますか。

○政府委員(中村一成君) できますれば明年度の予算の編成におきまして予算的な措置を講じ、法的な手続をとらしていただきたいと考えております。

○小平芳平君 それでは次に、これは大蔵省なんだから、引揚者の方が内地へ上陸するときには保管を依頼したというふうな説明をされますが、実際は時の政府の方針によつて、まあ現金千円だけを渡されて、あとは取り上げられたと同じなんです、この点についていままでの経過を御説明いただきたい。

それからもう一つ私が調査を依頼しました福岡県の福岡市後藤栄助さんの場合についての具体的な例として、どうなっているかを御回答いただきたい。

○説明員(植松守雄君) いま御質問の件でございますが、確かに税関で引き揚げ者の証券、それから通貨等の保管をいたしておるわけでございまして、その税関が保管をするに至りました経緯には、二つの経路がございます。一つは、いま先生御指摘のように、引き揚げ者が日本に上陸された場合に、その地の税関において、一定の限度を越えるものを保管するというやり方でございます。それからもう一つのケースは、現地におきまして、現地の在外公館もしくはその自治会等で、同様の証券等を保管をいたしまして、それが占領軍によつて一度接收されたわけでございますが、

それが接收解除の結果、当初は日銀で保管をしておつたやうでございますが、その後、それが税関のほうに移管になりました、これは、現在、一括横浜税関で保管をいたしております。そこで、その保管の根拠法規でございますが、当時は外国為替管理法という法律、これは、現在の外為法の前の、戦前からの法律でございますが、その外国為替管理法と、いわゆるポツダム勅令と申しまして昭和二十年の勅令五七八号というのがございまして、その二つによつて、こういうものは一定の限度を越えまして一切輸入してはならないという規定があつたわけでございまして、まあ、その根拠をいたしましては、占領軍の指令があつたわけでございます。ところが、その後、日本が自主権を回復いたしましたので、昭和二十八年の九月以降は、これらの保管物件はすべてこの保管委託者にお返しをするということになつたわけでございまして、そこを、いろいろ全国ベース、あるいはそれぞれ地域地域の税関におきまして、その返還を促進すべく各種のPRをいたしております。当初は、引き揚げ者の団体等とも連絡をいたしまして、そちらを通じて、この通知方をはかつたわけでございます。その後、もう相当の年月を経過しておるわけでございまして、税関のほうにいたしましては、主として地域ベースでその種のPRをいたしております。これは、特に横井さんの事件等がございましたので、全国紙も取り上げ、テレビ等にもこの問題が取り上げられたことがございまして、そういうようなPRはいたしておるつもりでございますが、なかなかこれという周知徹底のきめ手がございせんので、まだ相当の未返還の物件をかえております。その数字をちょっと申し上げますと、現在、全体の世帯数、戸数と申しますか、世帯数で申しますと約六十二万件でございまして、それから全体の物件の一口一口の件数で数えますと、約二百二十万件余りのものがまだ未返還になつておるということでございまして、それから、その内容の点をついでに説明をしておきたいと思ひますけれども、先ほど申し上げま

したように、通貨でございますが、通貨は日本銀行券に限りませんで、現地の通貨等もございまして、それから、証券につきましては、郵便貯金並びに現地の各種の金融機関の預金通帳、それからたとえば満州国の国債であるとか、その他南方開発金庫、その他いろいろ現地の金融機関の証券類等も入つておまして、全体としましてはその証券類が大部分の件数を占めておるわけでございまして、その証券につきましては、御承知のように、戦後、いろいろの措置が講じられて、たとえば閉鎖機関令に指定されまして、あるいは在外会社というものに指定されまして、それぞれ、所定の手続で清算をいたしております。そういう過程で、もうすでに清算が終了しまして、その証券としての経済価値はなくなつてしまつておるといふのが相当含まれていふと思ひます。

そういうのがいままでの現状でございますが、しかし、とにかく、これは保管をいたしておるものでございまして、税関としては、極力これを返還をしたいということで、年々、ここ数年の実績を見ましても、毎年何百件かの返還はいたしておるという状況でございます。

それから最後に、御指摘の後藤栄助さんの件でございますが、後藤さんは昭和二十一年の三月に広島県の大竹港に引き揚げられた、そこから上陸をされた方でございますが、後藤さんのお話では、所持金を当時税関がございまして、海運局といつておつた時代でございますが、中国海運局に所持金を強制保管をされたのだ、こういう申し立てがございまして、これにつきましてさつそく調べてみたわけでございまして、当時大竹港で、保管をいたしました物件はすべて神戸税関に引き継ぎをいたしておりました。そこで神戸税関に保管をされておらないということでございます。そこで、じゃ何か他の物件の保管はないのかといつて調べましたところ、同氏名義の海南島の――この方は海南島におられたやうでございますが、海南島の海軍経理部長が発行した預かり証

が、これは当時のその地方に流通しておりました軍票の四千円相当の金額であったようでございますが、その預り証が現在神戸税関に残っておるわけでございます。そこで、そのケースを考えますと、先ほど申しました第二のケースと申しますか、現地において海軍の経理部長に軍票を預けまして、御本人はその預かり証を持って引き揚げてこられた。これが大竹港で保管になって、それが神戸税関に現在伝わっていることとでございます。そこで現物である軍票のほうはどうなっておりますかということでございますが、これは先ほど申しましたように、一度連合軍によって接収されましたのが、現在は横浜税関で管理されておるわけでございます。そのので、実は横浜税関には海軍島からの物件は全然保管の対象になっておらないということとでございます。どうも保管証は本人が持つて帰られておるようでございますけれども、その現品はどこでどうなりましたか、現実には日本には帰ってきておらないというような状況でございます。それからもう一つ、いろいろ保管証とか紛失されたような場合がございまして、しかしこれにつきましては税関のほうでそれぞれ控書の書類がもちろんございまして、現物は各人ごとに封筒に入れて保管をいたしておられます。それに内容はこまかく記載をいたしておられますから、もしお申し出があれば、かりに保管証がないような場合であっても現物があるかないかということとはわれわれのところでは調査がつくわけでございます。そういうことはもちろんわれわれのほうで十分に遺漏のないようにしなければならぬというふうに思っております。

○小平芳平君 いまの御説明で、未返還の件数が二百二十何万件ですか、二百二十余万件というものが未返還で横浜税関に保管されておるながら、最近の返還は年間数百件というふうなことは、将来これはどうなさるおつもりか。政府のお金でもないし、私が先ほど申しましたが、福岡市の後藤さんのお手紙では知らなかったわけですが、返還しているということを知らなかった。そして数年前から返還が始まったらしいので、問い合わせたところが預かり証がなければだめだと言われたというわけだ。けれども預かり証は紛失してわからぬ。何回も移転しているうちにどこに紛失したかわからない。その点については先ほどの御答弁で預かり証を紛失していても返すべきものは返すというところで了解いたしました。案外知られていないわけですね。この方の手紙を読んでも、と、こういうふうな書いているわけですね。「最近になりまして戻聞する処既に五、六年前より持ち帰った金をその返却しているとの事、」預かった金ですね、預けた金を「返却しているとの事、」早速税関に問合わせましたところ預り証がないと返却出来ない、ということ、こういうことですね。本人からの希望意見としまして、官報に出された程度ではわからない、新聞等で一般に通知して、知らしてほしいという意見がついてきております。したがって、二百二十万の残されたものに対して、もう少し何かやる方法がないものかどうか、いかがでしょうか。

○説明員(植松守雄君) 二十八年から、先ほど申しましたように返還をいたすことになったわけでございます。当時は、実は各人ごとに届け出られていたわけでございます。ところが引き揚げ者でございまして、一応いわば予定住所を書いておられるような方が多くて、そこには現実におられないという結果がございました。その後の経済情勢の変化、あるいは先ほど申しましたように預かっておりましたところの物件そのものが、実はもう価値がないものになってしまった、こういうようなことから取りに来られない方が多いというようにわれわれ考えております。そこで、もう一度そういう個別に通知をいたしても、どれだけの効果があるか、これは問題でございます。それから、内容そのものにつきまして、確かに個別にわれわれ、膨大な件数でございますし、本人からお預かりしているというたてまえでございますので、詳細にそれぞれ満州国国債が幾らであるとかいうところまで、実は承知いたしております。それらを調べてみますと、現在としましては価値がなくなっておる外地の会社の債券、あるいは預金証書等が相当あるのではないかと、こういうふうに思っております。そこで、どこまでこれがいままでのような形で返還を進めてまいりまして、片づくものかということにつきましては、御指摘のように非常に問題があるかと思っております。また、それにつきまして、最終的にそれではどういう処理をするかということも考えまして、完全な戦後処理が終わらないと、たとえば国と国との間の国際的な法律関係というものがセツルされなければ、完全には解決がつかない、しかし実態はもう価値がないといったようなもの、こういうものが相当あると思うわけでございます。そこで、それをどういうふうな処理するかという問題がいろいろあるわけでございます。中にはたとえ引き揚げ者の団体に寄贈したかどうかという御意見もございまして、しかし、このためには、各人のものがございますし、現に取りに来られておる方があるわけでございます。そのためには、できるだけ、しかも話が返すものには返す、どうしてもこれ以上どうにもならないといったような場合の段階として考えなければならぬのではないかと、こういうふうに考えております。そこで、われわれとしましては、私どもとしてとにかくこれらについてどういう処理をするかということ、は、ちょっと税関の立場を離れるわけでございますけれども、税関としましては、極力その周知徹底ををはからなければならぬ。そこで、この問題につきましては、結局新聞等に対する公告、官報ではこれは公示力があまり十分ではございませんので、結局新聞等による公告をするということにせざるを得ない、これは極力それぞれのローカルなベースでは、税関長から現地の新聞社等にお願いをしまして、その旨のニュースを流してもらいたいことをいたしておるわけでございますが、これもまだ十分ではない、やはり極力大蔵省といたし

ましてそういう形でのPRを徹底するように所要の予算措置等も講じてやっていくということを当面ひとつやっつけていかなければならないのではないかと、こういうふうに思っております。

○小平芳平君 こうしたことが戦後処理が終わっていないという一つのことだと思っております。

それから次の問題としまして、この看護婦さん、特に日赤の看護婦さんが戦地に派遣された、この日赤の看護婦さんで戦地に派遣された方はどのくらいいらっしゃるかと、実態はどうなっておりますか。

○政府委員(中村一成君) 去る大戦におきまして日赤の看護婦で従軍いたしました者の数でございますが、全国で三万三千五百五十名でございます。ついでに申し上げますと、おなじみになった方が千四百七十五名でございます。

○小平芳平君 そうしてこの方々は援護法の適用はどうなっておりますか。

○政府委員(中村一成君) この方々は旧陸海軍の勤務に服しておられるわけでございますので、したがって、援護法上は軍属または準軍属と取り扱われておられて、したがって、先ほど申しました方々の御遺族には遺族年金が、それからけがをされた方には障害年金が支給されるということになっております。

○小平芳平君 なくなった方とけがをされた方だけで、生還された方は国家的な処遇は何もないわけですか。

○政府委員(中村一成君) 生還された方々につきましては、この方の現在の身分によりまして国家公務員である場合、あるいは国家公務員の共済制度に入っておられる場合という場合によりまして、これは恩給法上におきまして、陸海軍に勤務されました期間は恩給公務員に通算するということになっておるはずでございます。この点は恩給局が見えておられますので、あるいは間違っておりませんが、恩給局のほうでお話しをいたしたいと思いますが、国家公務員共済組合におきまして、もうこれも日赤看護婦で官吏相当員で勤務し

○大橋和孝君 それでは、私は先ほど藤原委員のほうからいろいろと御質問がありましたので、一、二の点について質問させていただきますと思います。

この旧日本軍による沖縄住民に対する殺戮行為なんかが行なわれて、犠牲者がたくさん出ておる。すなわち久米島といいますが、あそここの虐殺事件。それから大宜味村の、大宜味島と申しますか、これの白旗虐殺事件。それから、座間味村といいますが、座間味村の強制自決事件、こういうのがあったわけですが、このことは御存じだろうかと思ひます。これは犠牲者は、これは戦闘参加者として準軍属の処遇をすべきではないか。こういうものがまだそのままだになっているのはおかしいじゃないかという点があるのですが、その点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) 先般来報道されておりますところの、久米島、あるいは大宜味村等におきまして、旧日本軍人によるところの民間人の虐殺事件につきまして、私のほうにおきましても調査いたしておるところでございますが、いままで判明いたしたところでは、民間人の方につきましては、そういう犠牲者の方につきましては、援護法上、戦闘参加者として取り扱ひをして、そして遺族のおられる場合、その遺族につきましては遺族年金を差し上げる、あるいは弔慰金を差し上げる、こういう措置をいたしておるようでございます。

○大橋和孝君 それは一体どれくらいあって、そして、それがどれくらいずつのあれをいたしたいおられるのか。それがもう全部に行き渡っていないように私は聞いていますのですが、その点はどういうふう把握されておられますか。

○政府委員(中村一成君) 手元に具体的な事例を持ってきておりませんので、後ほど御報告申し上げますが、これは準軍属でございますので、年金額は、いわゆる遺族給付金という金額、これはもちろん日本内地と同様でございます。同様の金額のものがいっておるわけでございますが、私ども

ものはほうはそういうケースにつきまして、従来琉球政府から進達いただきましたものは、これは全部裁定をいたして差し上げておるようでございます。

○大橋和孝君 それは全部と言ひますけれども、なかなか十分に把握されていないのじゃないかと思ひます。それで、聞くところによりますと、それは準軍属として処遇されていると言ひているのですけれども、その額なんかはほんとうにきつたくなっているのですか。その間に非常な不満があるような話を聞いているのですが、そうじゃないのですか。

○政府委員(中村一成君) これは法律によつて出すべきものでございまして、何ら年金額に差はございせん。それで、これは私のほうもそういう詳細な、何と申しますか、現実のことはわからないままに、琉球政府から進達してきましたものにつきましては、これは琉球政府から来ましたが、そういうものは、すべてこれは私どものほうとしてはフリーパスということで認めてきております。それで、中には、たとえば一家全滅だったということで、遺族がないということ、全然申し出がないというケースがあるいはあるかもしれせんが、少なくとも私どもは、もし漏れておりましたら、これから先でも出てきましたら、これは準軍属として取り扱ひたい、こういうふう考へております。

○大橋和孝君 復帰した時点において、やはりこれはもう少し、厚生省のほうで、一ぺんそういう調査をあらためてする必要はないんですか、もう大体琉球政府からの報告だけでも……、徹底しているかどうか。ちょっと話をいろいろ聞きまして、何かまだ不徹底部分があるのじゃないかという話も聞いていますけれども、そういうことはございせんか。

は法務省、関係省が集まりまして、ただいま調査をやつておるところでございます。

○大橋和孝君 それじゃひとつその辺のところ——ちょっとそういう声を聞いておりますので、徹底をして、各省とも連絡をとりながら、この問題は、万遺憾ないように処理していただきますと思ひます。

それからもう一つお伺ひしておきたいことは、これは京都の例などでございまして、浅田哲史という人がおられるのですが、これは昭和四十五年に民事裁判で、第一三四号の一二というところで、内閣の吉原という方——これは内閣の事務局長の方のようでございますが、民事裁判を起して、そうしていろいろの口頭弁論やなんかに入つて、ずつと審査請求についての、いろいろの問題を提起してきた人なんです。この恩給法上の問題で、ちょうどこの審査の手続が、第一回申請して、却下されて、異議申し立てを局長のほうに出した。あるいはまた、却下されたりなんかして、三回目、内閣総理大臣あての審査請求を出して、恩給局の総務課のほうへ送られて、そうして恩給局のほうで、内閣の総理大臣の、恩給審査会といひますか、という、そこに送り届けられて、総務課あてに、いろいろそういうふうな書類を出して、手続を踏まれてきているようであります。その審査の結果において、いろいろ、その弁明書やら、いろいろなものを出したにもかかわらず、なかなかこれがうまくいかなくて、現在もうほとんど却下されたような形になっているようであります。

この内容は、やはり軍属としてやつておるうちに、結核などにおかされ、あるいはまた、そうして不具の状態になつておるわけなんです。あつて、この恩給申請をしても、なかなか、そのほかの病氣だということ、いろいろの問題を残しておるけれども、本人にしてみれば、非常にその関連があつて、どうしてもこの審査にのせてもらいたくない例で、なかなか、そういうことが非常にむずかしくて、うまくいってないようであります。この問題は、この審査の方面をやつておられ

る、ちょうど責任の方がおいでになつておりますが、御存じでありましょうか。

○説明員(海老原義彦君) 御説明申し上げます。いま御質問の件につきましては、実は急な御質問でございますので、用意しておりませんので、十分調査いたすことといたします。

○大橋和孝君 この種の問題は、非常に本人が気にいたしまして、そうしてあらゆるところに鑑定書を送つたり、いろいろな書類を整えて、いま、この問題点を明らかにしてやつておるようでございます。こういうふうなことを、この事例を見まして、やはりこの恩給審査という上において、非常に何か手続がむずかし過ぎるわけですね。それでこの問題点を聞いてみると、結局、そうした軍属としてやつておるながら病氣をしたわけでありますから、当然この本人としてみたらその対象になると。それも手術を受けたりなんかして、非常に奇型になつたりしているわけですから、当然、こういうふうなことになることにはきまつておるようなことを考へておるが、これは審査の過程では、実際、それとどういふ関係があつたかといふ、いろいろなむずかしい、過去の問題もあるわけでしょうから、こういうふうなことに對して、なかなか、一挙にできないような点もあるのじゃないか、あるいは、私はそう思うわけですが、やはり、ある程度、軍属として行きました間に病氣を得て、そしてこういうふうになつてきた方々の症状だとするならば、ひとつ、そういうところに対しては相当現実にそれであるということとさへわかれば、何とかひとつ大臣その点でこれを明確にしたい、こういうふうには私は思つておるわけでありまして、これは本人の名前は浅田哲史と申します。非常にこれはいまもつて、そういうふうにして、あちらこちらに陳情にまいるながらやつておるわけでありまして、どうかひとつ、この援護の精神からいひまして、そういうふうにしてある程度の事実関係が明確であるとするならば、何年もの間そういうふうな状態に置かないで、もう少し明確にあるかないかということをするべきであつ

て、援護の精神というには何かもう少し壁があり過ぎるような感じもいたしますので、特に、その点を配慮してもらいたい、そういうふうに思っていますので、まあこれはあとから追って、場合によっては本人を参考人として呼んででも、そしてよくいろいろなことの事実調査をやらしてもらいたいと思っておりますが、ちょうどきょうこの援護法が行なわれているときでありますので、その点について特別にお話を申し上げた次第であります。その点を留意していただきたいと思います。その点について……

○説明員(海老原義彦君) 傷病恩給の審査につきましては、いろいろむずかしい点があるわけでございますが、特にその傷病が公務に起因するかなとかというのが非常にむずかしい問題でございまして、当恩給局といたしましても顧問医の意見を徴するなど、いろいろな手段を尽くしまして慎重に審査いたしておる次第でございまして、今後とも、この点につきましては、公務起因という問題非常にむずかしい問題でございまして、慎重に審査をいたしていきたいと、なるべく御趣旨に沿いますよう慎重に審査いたしていきたい、こう思っております。

○委員長(中村英男君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君 ただいま可決されました法律案に對しまして、自民、社、公明、民社の四党を代表いたしまして附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、老父母及び妻に對し一段の優遇措置を講ずること。なお、援護の水準の引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう積極的に推進するとともにそのための予算確保について一層の努力をすること。

一、準軍属に對する処遇については、軍人軍属との格差をすみやかに縮小すること。
一、戦傷病者に對する障害年金等の処遇については、さらにその改善に努めること。

一、受給者の老齢化に對処するための施策についてすみやかに検討すること。
一、戦後二十数年経過した今日なお残されている未処遇者について、早急に具體的な解決をはかること。

一、生存未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。
一、遺骨の収集については、さらにこれを計画的に推進すること。

一、旧防空法関係犠牲者の援護については、さらに検討を加えるとともに、その改善に努めること。
右決議する。

以上でございます。
○委員長(中村英男君) ただいま大橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決いたします。大橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。よって、大橋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの附帯決議案に對し、斎藤厚生大臣か

ら発言を求められております。斎藤厚生大臣。
○國務大臣(斎藤厚君) ただいまは戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして御可決を賜わりまして厚くお礼を申し上げます。

なお、これに関連して御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、今後格段の努力をいたして実現に進みたいと、かように存じます。

○委員長(中村英男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中村英男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十六分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願(第一七二五号)(第一七三〇号)

一、ソ連長期抑留者処遇に関する請願(第一七二七号)
一、看護職員の育児休暇制度制定に関する請願(第一七二九号)
一、健康保険の改善反対並びに医療保障の拡充に関する請願(第一七五二号)(第一七五三号)(第一七五四号)(第一七五五号)(第一七五六号)(第一七五七号)(第一七五八号)

一、廃棄物処理専門業者育成に関する請願(第一七六六号)(第一八〇一号)
一、内部障害者(結核・心臓病)の国鉄運賃割引実施と生活向上に関する請願(第一七八二号)
一、難病患者等の医療及び生活安定対策に関する請願(第一七八三号)
一、健康保険法の「改正」案反対に関する請願(第一七九七号)

第一七二五号 昭和四十七年五月二日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願(三通)
請願者 千葉県銚子市浜町二一七 野口友蔵 外百二十六名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一七三〇号 昭和四十七年五月四日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願(四通)
請願者 佐賀県多久市多久町二、二七〇 木元金次郎 外百五十四名

紹介議員 編島 直昭君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一七二七号 昭和四十七年五月二日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(十四通)
請願者 大阪府南区西畠町一一 磯部秀明 外十三名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一五一七号と同じである。

第一七二九号 昭和四十七年五月四日受理
看護職員の育児休暇制度制定に関する請願(五通)
請願者 東京都豊島区上池袋一ノ三七ノ一 堀口千代 外四名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 長崎県福江市福江町六二八 原正

作外二千七百五名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一七五四号 昭和四十七年五月九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 三重県三重郡菰野町永井三、〇七

四ノ二 宇佐美美和子外二百三

名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一七五五号 昭和四十七年五月九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 埼玉県東松山市大字岩殿三三ノ

一 神能幸子外四百四十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一七五六号 昭和四十七年五月九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 岐阜県中津川市栄町六ノ二一 原

泉外三千七百七十八名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一七五七号 昭和四十七年五月九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 石川県七尾市富岡町三三 直江末

義外五百六十六名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一七五八号 昭和四十七年五月九日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 長崎県福江市新二番町二三一 貞

方道成外二千七百二十八名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十七年五月十日受理

廃棄物処理専門業者育成に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根二ノ三〇ノ三一

ノ一二 高島愛之助外二十四名

紹介議員 川野辺 静君

廃棄物の増加はきわめて顕著であり、これが公害発生の最大因子となつてゐるので、その解決策として専門処理業者を育成し、共同処理施設によつて廃棄物を資源化、減量化するため左記のとおり立法ならびに現行法の改正を図り、且つ、政府に對して、その実施を要請する決議を行なわれた。

法令改正

一、公害対策基本法第二条(定義)に「廃棄物」を加えること。

二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律について、

1、第十四条の専門処理事業者の地位確立のため、実在事業者を中心に共同処理施設(合計画)をもつ事業者団体を専門処理事業者として育成すること。

2、昭和四十五年十二月十日衆議院社会労働委員会において可決された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律案に対する附帯決議」の意思を廃棄物処理施策に十分に反映させるため、同決議第一、二、三項を法律化する。

三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第一条第一、二、三項を現状に合致するように改正すること。

財政措置

一、公害対策基本法第二十四条(事業者助成)を明確にし、廃棄物処理事業者に対する具体的施策にあらわすこと。特に、中小企業助成策を打ち出すこと。

二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条(特別助成)を産業廃棄物処理融資体系に具体的に実現すること。

三、公害防止事業団法第十八条第一項に「産業廃棄物処理施設(処理専門業者の施設を含む)」を加え、融資すること。

四、中小企業振興事業団法に、産業廃棄物処理施設に対する融資条項を加えること。

五、その他、国及び地方公共団体が、廃棄物処理体系の実態を把握し、内容理解と情熱をもつて助成策をとること。

第一八〇一号 昭和四十七年五月十一日受理

廃棄物処理専門業者育成に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町二、六八

九ノ五杉本商事株式会社代表取締役

役 杉本鉦一

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一七六六号と同じである。

第一七八二号 昭和四十七年五月十日受理

内部障害者(結核・心臓病)の国鉄運賃割引実施と生活上に関する請願

請願者 埼玉県草加市吉町一ノ四ノ二九

内田定夫外四十五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一七八三号 昭和四十七年五月十日受理

難病患者等の医療及び生活安定対策に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭四三 竹内

一太郎外六百九十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三七〇号と同じである。

第一七九七号 昭和四十七年五月十一日受理

健康保険法の「改正」案反対に関する請願(二通)

請願者 福島県須賀川市芦田塚一三国立福

島療養所患者自治会内 佐藤善作

外千六百三十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。